

礼記注疏訳注稿（十二）—曾子問第七（六）—

末永 高康

凡例

- 一 本稿は阮刻十三経注疏の礼記曾子問第七（三月而廟見節より曾子問曰古者師行節まで）に対する訳注稿である。ただし、音義および校勘記は省略してある。
- 二 底本は嘉慶二十年江西南昌府学開雕のいわゆる「阮刻十三経注疏本」を用いたが、八行本（『影印南宋越刊八行本礼記正義』北京大学出版社、二〇一四年による）等により底本を一部改めた部分がある。
- 三 各部分の冒頭に底本における葉数・表裏・行数を示した。疏については適宜分割して経、注の後ろに割り当ててある。
- 四 十三経注疏からの引用については、「阮刻十三経注疏本」の巻葉数を 1-233（一卷二葉表三行）、4-506（四卷五葉裏六行）等の形で記しておいた。ただし、巻数、行数は省略した部分がある。

【経】（十六葉裏七行）

○孔子曰、嫁女之家、三夜不息燭、思相離也。
 「書き下し文」

○孔子曰く①、女を嫁するの家、三夜燭を息めざるは、相ひ離るるを思へばなり。

①この孔子言は『韓詩外伝』卷二に「嫁女之家、三夜不息燭、思相離也。取婦之家、三日不舉樂、思嗣親也。是故婚禮不賀人之序也。三月而廟見、稱來婦也。厥明見舅姑、舅姑降于西階、婦升自阼階、授之室也」と引かれ、また『白虎通』嫁娶でも「禮曰、「嫁女之家、不絶火三日、思相離也。娶婦之家、三日不舉樂、思嗣親也。」感親年衰老代至也。禮曰、「婚禮不賀人之序也」と引かれている（傍線部）。波線部は『礼記』郊特性 26-20a「舅姑降自西階、婦降自阼階授之室也。昏禮不用樂、幽陰之義也。樂陽氣也。昏禮不賀人之序也。」

〔現代語訳〕

○孔子は言われた、娘を嫁がせる家が、三夜、灯火をともし続けるのは、互いに離れてしまうことを思うからである。

【注】(十六葉裏八行)
親骨肉也。

〔書き下し文〕

骨肉に親しむなり。

〔現代語訳〕

骨肉の者をいとおしむからである。

【経】(十六葉裏八行)

取婦之家、三日不舉樂、思嗣親也。

〔書き下し文〕

婦を取るの家、三日樂を挙げざるは、親を嗣ぐを思へばなり。

〔現代語訳〕

新婦を娶る家が、三日間音楽を演奏しないのは、親を継いでいくこと(＝親の世代が終わること)を思うからである。

【注】(十六葉裏九行)

重世變也。

〔書き下し文〕

世変を重んずるなり。

〔現代語訳〕

世代の交代を重んじるからである。

【疏(注に対する)】(十七葉裏四行)

○正義曰、所以不舉樂者、思念己之取妻、嗣續其親、則是親之代謝、所以悲哀感傷、重世之改變也。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、樂を挙げざる所以の者は、己の妻を取るは、其の親を嗣続すれば、則ち是れ親の代謝なるを思念し、悲哀感傷して、世の改變を重んずる所以なり。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、音楽を演奏しない理由は、自分が妻を娶るということは、(やがては)その親を継ぐということで、これはすなわち親の代替わりを意味すると考えるからであり、それゆえ哀しみ傷んで(音楽を演奏することはせず)、世代の移り変わりを重んじるのである。

【経】(十七葉裏五行)

三月而廟見、稱來婦也。擇日而祭於禰、成婦之義也。

〔書き下し文〕

三月にして廟見し、來婦と稱す。日を択びて禰に祭り、婦の義を成すなり、と。

〔現代語訳〕

(嫁入り後) 三か月たって(舅姑の)廟にお目見えし、「來婦」と稱するのだ。よき日を択んで禰廟に(舅姑を)祭り、(舅姑につかえる)婦人としての義を成就するのである。

【注】（十七葉裏六行）

謂舅姑没者也。必祭成婦義者、婦有供養之禮、猶舅姑存時、盥饋特豚於室。

【書き下し文】

舅姑の没する者を謂ふなり。必ず祭りて婦の義を成すは、婦に供養の礼有ること、猶ほ舅姑の存する時、盥（てあら）ひて特豚を室に饋るがごとし。

【現代語訳】

舅姑が亡くなっているものについて言ったものだ。必ず（舅姑の神霊を）祭って（舅姑につかえるという）婦人としての義を成就するのは、（舅姑が亡くなっても）婦人には（舅姑に食を）供え養う礼があり、それは舅姑が存命である場合に、（嫁入りの翌日に）手洗いをして特豚（一匹の豚を解体した肉）を（舅姑の）室にすすめるのと同様なのだ。

【疏】（十八葉表三行）

○正義曰、此謂舅姑亡者。婦入三月之後、而於廟中、以禮見於舅姑。其祝辭告神、稱來婦也。謂選擇吉日、婦親自執饌、以祭於禰廟、以成就婦人盥饋之義。

【書き下し文】

○正義に曰く、此れ舅姑の亡き者を謂ふ。婦入りて三月の後、廟中に於て、礼を以て舅姑に見ゆ。其の祝辞の神に告ぐるに、来婦と称

するなり①。謂ふところは、吉日を選択し、婦親自（みづか）ら饌を執り、以て禰廟に祭り、以て婦人盥饋の義を成就す。

①『儀礼』士昏礼 9.1a 「若舅姑既没、則婦入三月、乃奠菜。

… 1b 祝盥婦盥于門外。婦執筭菜。祝帥婦以入。祝告稱婦之姓

曰、某氏來婦敢奠嘉菜于皇舅某子。… 2b 婦降堂、取筭菜入。

祝曰、某氏來婦敢告于皇姑某氏。」

【現代語訳】

○正義に曰く、これは舅姑がすでに亡くなっている者について言ったものだ。嫁入りして三か月の後、（舅姑の）廟中において、礼に従って舅姑（の神霊）にお目にかかるのであるが、そこで神霊に告げる祝の言葉において、「来婦」と称するのである。吉日を選択して、新婦自らが供え物を執って、禰廟に（舅姑を）祭って、そうして（婚礼において新婦が舅姑に初めて仕えることを示す）婦人盥饋の義を成し遂げることを言ったものだ。

【疏（注に対する）】（十八葉表四行）

○正義曰、若舅姑存者、於當夕同牢之後、明日婦執棗栗股脩、見於舅姑。見訖、舅姑醴婦。醴婦訖、婦以特豚盥饋舅姑。盥饋訖、舅姑饗婦、更無三月廟見之事、此是士昏禮之文。若舅姑既没、雖昏夕同牢禮畢、明日無見舅姑盥饋之事、至三月乃奠菜於舅姑之廟、故昏禮云、舅姑既没、則婦入三月、乃奠菜、是也。昏禮奠菜之後、更無祭舅姑之事。此云祭於禰者、正謂奠菜也、則廟見奠菜祭禰是一事也。

【書き下し文】

○正義に曰く、若し舅姑存すれば、当夕同牢①の後に於て、明日、婦、棗・栗・股脩を執りて、舅姑に見ゆ。見ゆること訖り、舅姑、婦に醴す。婦に醴すること訖り、婦、特豚を以て盥ひて舅姑に饋る。盥ひ饋ること訖り、舅姑、婦を饗し、更に三月廟見の事無し、此れ是れ士昏礼の文なり②。若し舅姑既に没すれば、昏夕同牢の礼畢ると雖も、明日舅姑に見へ盥ひ饋るの事無く、三月に至りて乃ち菜を舅姑の廟に奠(そな)ふ、故に昏礼 6-1a に云ふ、「舅姑既に没すれば、則ち婦入りて三月にして、乃ち菜を奠ふ」と、是れなり。昏礼、菜を奠ふるの後、更に舅姑を祭るの事無し。此に「禰に祭る」と云ふは、正に「奠菜」を謂ふなり、則ち廟見、奠菜、祭禰是れ一事なり。

①「同牢」の語は『儀礼』には見えない。『儀礼』士昏礼 5-6b 「三飯卒食」に対する注 6d10 の「卒、已也。同牢示親、不主爲食、起三飯而成禮也」と見えている。『礼記』では「共牢」の語が用いられる(郊特牲 26-19b / 昏義 61-5b)。

②以上は『儀礼』士昏礼 5-10a 「婦執筭棗栗、自門入、升自西階、進拜奠于席。10b 舅坐撫之、興荅拜。婦還、又拜。降階、受筭股脩。升進、北面拜奠于席。姑坐舉以興、拜授人。贊醴婦。… 11b 舅姑入于室。婦盥饋。特豚合升側載。… 13a 舅姑共饗婦以一獻之禮」を節引したもの。

【現代語訳】

○正義に曰く、もし舅姑が健在であれば、(親迎した) 当夕に(新郎・新婦が初めて飲食を共にする) 同牢の儀を終えた後、明日に、

新婦は、棗(なつめ)・栗・股脩(ほしじ)を執って、舅姑にお目見えする。お目見えが終われば、舅姑は、新婦に醴(にごりざけ)を与える。新婦に醴を与えることが終われば、新婦は手洗いをし一匹の豚(を解体した肉)で舅姑に食をすすめる。手洗いし食をすすめることが終われば、舅姑は新婦を食でもてなすので(婚礼における舅姑とのやりとりが終わるので)あつて、さらに三か月後に廟見するという事はしない、以上が士昏礼の文(の概略)である。もし舅姑がすでに亡くなっていたならば、(親迎した) 当夕の同牢の礼が終わっても、明日の舅姑にお目見えして手洗いし食をすすめる儀は無く、(嫁入りの) 三か月後になつて菜(あおももの)を舅姑の廟にそなえ(てその神霊に見え)るのである。だから『儀礼』士昏礼に、「舅姑がすでに亡くなつていれば、嫁入りして三か月して、そこで菜をそなえる」というのだ。士昏礼では、菜をそなえた後、さらに舅姑を祭る事は記されていないのに、ここで「禰に祭る」と言っているのは、まさしく「菜をそなえる」ことを言ったものだ。つまりは「廟見(廟にまみえる)」、「奠菜(菜をそなえる)」、「祭禰(父廟に祭る)」は一つの事なのである。

【疏(注に対する): つゞき】(十八葉表八行)

熊氏云、如鄭義、則從天子以下至於士、皆當夕成昏、舅姑没者、三月廟見。故成九年季文子如宋致女。鄭云、致之使孝。非是始致於夫婦也。又隱八年鄭公子忽先配而後祖。鄭以祖爲祖道之祭、應先爲祖道、然後配合、今乃先爲配合、而後乃爲祖道之祭。如鄭此言、是皆當夕成昏也。若賈服之義、大夫以上無問舅姑在否、皆三月見祖廟之

後、乃始成昏。故譏鄭公子忽先爲配匹乃見祖廟、故服虔注云、季文子如宋致女謂成昏。是三月始成昏、與鄭義異也。

〔書き下し文〕

熊氏云ふ、「鄭義の如くんば、則ち天子従り以下士に至るまで、皆な朝夕昏を成し、舅姑没する者、三月にして廟見す。故に成九年、季文子、宋に如きて女を致す①。鄭云ふ、「之を致して孝たらしむ」と。是れ始めて夫婦を致すに非ざるなり。又た隱八年、鄭の公子忽先ず配して而る後に祖す②。鄭、祖を以て祖道の祭③と爲す。応に先ず祖道を爲して、然る後に配合すべきに、今乃ち先に配合を爲して、而る後に乃ち祖道の祭を爲す。鄭の此の言の如くんば、是れ皆な朝夕昏を成すなり。賈服の義の若きは、大夫以上は舅姑の在りや否やを問ふこと無く、皆な三月に祖廟に見えての後④、乃ち始めて昏を成す。故に鄭の公子忽の先ず配匹を爲して乃ち祖廟に見ゆるを譏る、故に服虔注に云ふ、「季文子、宋に如きて女を致すを、成昏と謂ふ」と。是れ三月にして始めて成昏す、鄭義と異なるなり」と。

①『春秋左氏伝』成公九年経 26-23b 「二月、伯姫歸于宋。夏、季孫行父如宋致女（＝伯姫）。」伝 26-24b 「二月、伯姫歸于宋。夏、… 25a 夏、季文子如宋致女、復命。」杜預 2306 は「女嫁三月、又使大夫隨加聘問、謂之致女、所以致成婦禮、篤昏姻之好」と注する。

②『春秋左氏伝』隱公八年伝 496 「四月甲辰、鄭公子忽如陳逆婦媯。辛亥、以媯氏歸。甲寅、入于鄭。陳鍼子送女、先配而後祖。鍼子曰、是不爲夫婦。誣其祖矣、非禮也。何以能育。」

杜預 10a2 は「禮、逆婦必先告祖廟而後行。故楚公子圍稱告莊共之廟。鄭忽先逆歸而後告廟、故曰先配而後祖」と注する（「楚公子圍稱告莊共之廟」は『春秋左氏伝』昭公元年伝 413a 参照）。以下で引かれる鄭玄説、賈逵説はこの疏 10a4 「先配後祖、多有異説。賈逵以配爲成夫婦也。禮齊而未配、三月廟見、然後配。案昏禮、親迎之夜、衽席相連、是士禮不待三月也。禹娶塗山、四日即去、而有啓生焉、亦不三月乃配、是賈之謬也。鄭衆以配爲同牢食也。先食而後祭祖、無敬神之心、故曰誣其祖也。案昏禮、婦既入門、即設同牢之饌、其間無祭祀之事。先祭乃食、禮無此文、是鄭之妄也。鄭玄以祖爲軼道之祭也。先爲配匹、而後祖道、言未去而行配。案傳既言入于鄭、乃云先配而後祖、寧是未去之事也。若未去先配、則鍼子在陳譏之、何須云送女也。此三説皆滯、故杜引楚公子圍告廟之事、言鄭忽先逆歸而後告廟、故曰先配而後祖」参照。

③「祖道の祭」については『儀礼』聘礼（記）244b に「出祖、釋軼、祭酒脯、乃飲酒于其側」と見える。その鄭注 4b2 に「詩（大雅・生民）傳 171-16b2 曰、軼、道祭也。謂祭道路之神。春秋（左氏襄公二十八年）傳 38-22a 曰、軼涉山川。然則軼山行之名也。道路以險阻爲難、是以委土爲山、或伏牲其上、使者爲軼祭酒脯、祈告也。卿大夫處者、於是餞之、飲酒於其側。禮畢、乘車轅之而遂行、舍於近郊矣。其牲犬羊可也」とある。また『周礼』夏官・大馭「犯軼」注 32-15a7 参照。

④『儀礼』士昏礼（記）6-8a でも「婦入三月、然後祭行」と、嫁入りして三か月後になつてはじめて祭祀に關与し得ること

が記されている。

【現代語訳】

熊安生は以下のように言っている、「鄭玄の解釈のようであれば、天子から士に至るまで、みな（親迎した）当夕に婚礼が成立するのであり、（ただ）舅姑が亡くなっている場合に（のみ）、三か月後に廟見することになる。だから『春秋』の（成公九年に、季文子が宋に行つて「女を致す」とあるの）に対し、鄭玄は「新婦を導いて（舅姑に対して）孝であるようにさせる」と解している。（よつて）これは（ここで）はじめて夫婦となるというわけではないのだ。また（『春秋』の）隱公八年に、鄭の公子忽が「先ず配して而る後に祖す」とあり、鄭玄はこの「祖」を（道路の神を祭る）祖道の祭と解している。（国を離れるに先立つて）まず祖道の祭を行つて、それから夫婦の配合を行うべきであるのに、今かえつて先に夫婦の配合を行つて、その後によく祖道の祭を行つている（と解するわけである）。鄭玄のこの言葉のようであれば、（身分を問わず）みな（親迎した）当夕に婚礼が成立することになる。賈逵・服虔の解釈は、大夫以上の場合には舅姑が存命であるか否かにかかわらず、みな（親迎の）三か月後に祖廟にお目見えした後で、そこで初めて成婚すると考える。よつて鄭の公子忽が先ず（夫婦としての）配匹をおこなつてそれから祖廟に見えたのを（『春秋』は）非難していることになる。だから服虔注には、「季文子が、宋に行つて「女を致す」のを、成婚と言うのだ」とあり、これは三か月後に初めて成婚するというので、鄭玄の解釈とは異なるのだ。」

【疏（注に対する）…つづき】（十八葉裏二行）

若舅姑偏有没者、庾氏云、昏夕厥明、即見其存者、以行盥饋之禮。至三月、不須廟見亡者。崔氏云、厥明婦盥饋於其存者、三月廟見於其亡者。未知孰是。此盥饋廟見、皆謂適婦。其庶婦、按士昏禮、庶婦則使人醮之、婦不饋。注云、使人醮之、不饗也。不饋者、共養統於適也。以此言之、則庶婦不饋舅姑、舅姑不饗也、使人醮之以酒而已。既不饋、亦不廟見也。昏禮唯云不饋、不云不見、則庶婦亦以棗栗殿脩見舅姑也。三月廟見之禮、必待三月一時、天氣改變、乃可以事神也。

【書き下し文】

若し舅姑偏に没する者有らば、庾氏云ふ、「昏夕の厥の明、即ち其の存する者に見え、以て盥饋の礼を行ふ。三月に至り、亡き者に廟見するを須（もち）ひず」と。崔氏云ふ、「厥の明、婦其の存する者に盥饋し、三月に其の亡き者に廟見す」と。未だ孰れの是なるかを知らず。此の盥饋廟見、皆な適婦を謂ふ。其の庶婦は、按ずるに士昏礼に、「庶婦は則ち人をして之に醮せしむ、婦は饋らず」と。注に云ふ、「人をして之に醮せしむるは、饗せざるなり。饋らざるは、共養は適に統べらるればなり」と①。此を以て之を言はば、則ち庶婦は舅姑に饋らず、舅姑も饗せず、人をして之に醮するに酒を以てせしむるのみ。既に饋らず、亦た廟見せざるなり。昏礼唯だ饋らざるを云ひ、見えざるを云はざれば、則ち庶婦も亦た棗・栗・殿脩を以て舅姑に見ゆるなり。三月廟見の礼、必ず三月一時を待つは、

天氣改変して、乃ち以て神に事ふべし。

①『儀礼』士昏礼（記）6-8a「庶婦則使人醮之、婦不饋。」注8a「庶婦、庶子之婦也。使人醮之、不饗也。酒不酬酢曰醮、亦有脯醢。適婦酌之以體尊之、庶婦酌之以酒卑之、其儀則同。不饋者、共養統於適也。」

【現代語訳】

もし舅姑の一方だけが亡くなっていった場合については、庾蔚之は、「嫁入りのその明日に、舅姑の存命のものにお目見えし、そうして鹽饋の礼を行う。三か月後に、舅姑の亡くなっているものに廟見する必要はない」と言い、崔靈恩は、「嫁入りの明日に、新婦は舅姑の存命のものに鹽饋の礼を行い、三か月後に舅姑の亡くなっているものに廟見する」と言っているが、いずれが正しいのかは分からない。ここでの鹽饋・廟見の礼は、いずれも適婦（嫡子の新婦）について言ったもの。庶婦（庶子の新婦）については、思うに『儀礼』士昏礼に、「庶婦には代理のものによって酒をすすめさせ、新婦は（舅姑に）食をすすめない」とあり、注に、「代理のものに酒をすすめさせるのは、（舅姑自らが酒食で）もてなさないということ。（庶婦が舅姑に）食をすすめないのは、（舅姑への）供養は適婦に統括されるからである」と言っている。ここよりすれば、庶婦は舅姑に食をすすめないし、舅姑も（庶婦を酒食で）もてなさず、代理のものに返杯をともしなわれない形の酒をすすめるだけなのだ。（存命の舅姑に対して）食をすすめないのだから、（亡くなった舅姑に對しても）また廟見しないのだ。士昏礼でただ（舅姑に）食をすす

めないことだけを言い、（舅姑に）お目見えしないと書いていないことよりすれば、庶婦もまた棗・栗・殿脩を執って舅姑にお目見はするのだ。三月廟見の礼において、必ず一シーズン三か月を待つのは、（季節がめぐり）天の気が移り変わってから、ようやく神靈につかえることができるからだ。

【経】（十七葉裏七行）

○曾子問曰、女未廟見而死、則如之何。孔子曰、不遷於祖、不祔於皇姑、壻不杖不菲不次、歸葬于女氏之黨、示未成婦也。

【書き下し文】

○曾子問ひて曰く、女未だ廟見せずして死すれば、則ち之を如何せん、と。孔子曰く、祖に遷さず、皇姑①に祔せず、壻は杖つかず、不菲せず、次せず、歸りて女氏の党に葬るは、未だ婦と成らざるを示すなり、と。

①「皇姑」は『儀礼』士昏礼の「若舅姑既没」の部分の口上6-2b3に見える。

【現代語訳】

○曾子は質問して言った、新婦がまだ廟見しないうちに亡くなったならば、どういたしますか。孔子は言われた、（埋葬に先立って新郎側の）祖先の廟に朝することはせず、（埋葬後の神靈を新郎の母たる）皇姑の列にならべることもせず、新郎は（齊衰に服しはするが通常と異なり）杖をつかず、草履をはかず、（喪に服す）飯のやどりに止まらず、（新婦の遺体が実家に）帰って新婦側の一族のも

とで葬るのは、(舅姑の認可を得ておらず) まだ(嫁ぎ先の祭祀を司る)主婦となっていないことを示すのだ。

【注】(十七葉裏九行)

遷、朝廟也。壻雖不備喪禮、猶爲之服齊衰也。

「書き下し文」

遷は、廟に朝するなり①。壻喪礼を備へずと雖も、猶ほ之が為に齊衰に服す。

①『儀礼』既夕礼 384a 「啓殯の後」遷于祖用軸。」注 461 「遷、徙也。徙於祖、朝祖廟也。」

「現代語訳」

「遷」は、(埋葬に先立って祖先の)廟に朝すること。(この場合)新郎は(妻に対する)喪礼をすべて備えるわけではないが、それでもなお亡妻のために齊衰に服するのだ。

【疏】(十八葉裏六行)

○婦既死於己寢、將反葬於女氏之黨、故其柩不遷移、朝於壻之祖廟。言耐祭之時、又不得耐於皇姑廟也。皇、大也、君也。稱皇者、尊之也。凡人爲妻齊衰、杖而菲屨。今壻爲之不杖不菲不次、菲、草屨也。不次、謂不別處止哀次也。壻爲妻合服齊衰、杖而菲屨、及止哀次。今未廟見而死、其壻唯服齊衰而已。其柩還歸、葬於女氏之黨、以其未廟見、不得舅姑之命、示若未成婦然。其實已成婦、但示之未成婦禮、欲見其不敢自專也。

「書き下し文」

○婦既に己が寢に死すれば、將に反りて女氏の党に葬らんとす、故に其の柩、遷移して、壻の祖廟に朝せざるなり。耐祭の時、又た皇姑の廟に耐するを得ざるを言ふ。皇は、大なり、君なり①。皇と稱するは、之を尊ぶなり。凡そ人、妻の為に齊衰し、杖つきて菲屨はく②。今壻之が為に杖つかず菲せず次せず、菲は、草屨なり③。次せざるは、別に処りて哀次③に止まらざるを謂ふ。壻、妻の為に合(まさ)に齊衰を服し、杖して菲屨はき、及び哀次に止まるべし。今未だ廟見せずして死す、其の壻唯だ齊衰を服するのみ。其の柩還歸し、女氏の党に葬るは、其の未だ廟見せず、舅姑の命を得ざるを以て、未だ婦と成らざるが若く然るを示す。其の實已に婦と成る、但だ之に未だ婦礼を成さざるを示し、其の敢て自ら専らにせざるを見さんと欲するのみ。

①「皇、大也」は『説文』王部 1518b の説解。「皇、君也」の訓は『爾雅』積詁上 1-8b。

②『儀礼』喪服(齊衰杖期) 30-4b 「疏衰裳齊、牡麻經、冠布纓、削杖、布帶、疏屨、期者、… 6b 妻」参照。「菲」は『儀礼』の經・記に見えないが、喪服伝には 28-5b 「菅屨者、菅菲也。」29-8b 「繩屨者、繩菲也。」(以上斬衰三年) 30-1b 「疏屨者、蕪蒯之菲也。」(齊衰三年) の三か所に見え、「屨」と等置されている。

③『説文』尸部 8573b 「屨、履屬」の段注 73b3 は「菲者、屨之假借字」とする。『春秋左氏伝』僖公四年伝注 12-13b4 「屨、

草履」参照。

③「哀次」は『儀礼』士喪礼 37-7a「闔門、主人揖、就次」の「次」（鄭注 7a「次、謂斬衰倚廬、齊衰聖室也」）に同じ。この意味での用例は『礼記』雜記下 42-5bにも「子貢問喪。子曰、敬爲上、哀次之瘠爲下」と見えている。

【現代語訳】

○新婦が（廟見前に）すでに新郎の寝（奥座敷）で亡くなった場合は、（実家に）帰って新婦側の一族のもとで葬るのだ。だからその柩は、（埋葬に向けて）運び移すのに、新郎の祖廟に朝することをしてない。（その御霊を祖先に列に置く）禘祭の時も、また（新郎の母たる）皇姑の廟に耐することができないと言うのだ。「皇」は、「大」、「君」の意。「皇」（を冠して「皇姑」と称するのは、これを尊んでのことである。一般には、妻の爲には齊衰を身に付け、杖をついて菲をはくが、今（この場合は）新郎が亡くなった妻の爲に杖をつかず「菲」をはかず「次」にいない。（こゝで）「菲」とは、草履のことであり、「次」にいないとは、別の場所に居て（喪に服す仮のいおりである）哀次に止まらないことを言う。新郎は、妻の爲には齊衰を身に付け、杖をついて草履をはき、哀次に止まるべきであるが。今（この場合は）まだ廟見しないで亡くなっているから、その新郎はただ齊衰を身に付けるだけなのだ。新婦の柩が（実家に）帰還して、新婦側の一族のもとで葬るのは、新婦がまだ廟見しておらず、舅姑からの許しを得ていないので、まだ婦人となっていないかのように示したものだ。実質的にはすでに婦人となっているので

あるが、まだ新婦となる礼を完遂していないことを示して、（婚姻に關して）自らが専断しているわけではないことをあらわそうとしたものなのだ。

【疏（注に対する）】（十八葉裏九行）

○正義曰、此經但云不杖不菲、不云不服、故知服齊衰。其女之父母、則爲之降服大功。以其非在家、壻爲之服齊衰期、非無主也。

【書き下し文】

○正義に曰く、此の経但だ「杖つかず菲せず」と云ひ、服せざるを云はず、故に齊衰に服するを知る。其の女の父母は、則ち之が爲に降して大功に服す。其の家に在るに非ず、壻之が爲に齊衰期に服し、主無きに非ざるを以てなり①。

①『儀礼』喪服（齊衰不杖期）30-11a「爲衆子。」注 11a7「衆子者、長子之弟、及妾子。女子子在室亦如之。」同 31-2b「姑姊妹女子子適人無主者、姑姊妹報。傳曰、無主者、謂其無祭主者也。何以期也。爲其無祭主故也。」同（大功）31-17a「姑姊妹女子子適人者。傳曰、何以大功也。出也。」参照。女子子に対しては在室の場合は齊衰不杖期であるが、ここでは実家に戻って葬るものの、新郎もまた喪に服すので「女子子の人に適きて主無き者」には当たらないとして、出嫁後と同じく大功に服すとしている。

【現代語訳】

○正義に曰く、この経ではただ「杖つかず菲せず」と言うだけで、

「服せず」とは言っていないから、(通常の妻に対する場合と同じく) 齊衰に服するとわかるのだ。この新婦の父母は、この子の為に(齊衰不杖期から) 降して大功に服する。(すでに嫁いでいるので) その家に居るわけではなく、新郎がこの子のために齊衰期に服するので、祭主がいけない場合には当たらないからである。

【經】(十八葉表一行)

○曾子問曰、取女有吉日而女死、如之何。孔子曰、壻齊衰而弔、既葬而除之。夫死亦如之。

【書き下し文】

○曾子問ひて曰く、女を取るに吉日有りて女死すれば、之を如何せん、と。孔子曰く、壻は齊衰して弔ひ、既に葬りて之を除く。夫死するも亦た之の如くす、と。

【現代語訳】

○曾子は質問して言った、娘を娶るのに嫁入りの期日を決めた後にその娘が亡くなった場合はどういたしますか。孔子は言われた、新郎は齊衰を着けて弔問し、すでに埋葬したならば喪服を除く。夫が亡くなった場合も同様にする(が新婦は斬衰を着けることになる)。

【注】(十八葉表三行)

未定期三年之恩也。女服斬衰。

【書き下し文】

未定期・三年の恩有らざればなり。女は斬衰を服す①。

①『儀礼』喪服(斬衰三年) 29-3b 「妻爲夫。傳曰、夫至尊也。」
同(齊衰杖期) 30-6b 「妻。傳曰、爲妻何以期也。妻至親也。」
【現代語訳】
まだ期(一年) および三年の恩がないからである。新婦は(新郎に対して) 斬衰を着ける。

【疏(注に対する)】(十九葉表一行)

○正義曰、所以既葬除者、壻於女未定期之恩、女於壻未有三年之恩。以壻服齊衰、故知女服斬衰。

【書き下し文】

○正義に曰く、既に葬りて除く所以の者は、壻、女に於て未定期の恩有らず、女、壻に於て未だ三年の恩有らざればなり。壻齊衰を服するを以て、故に女斬衰を服するを知る。

【現代語訳】

○正義に曰く、すでに埋葬すれば喪服を除く理由は、(婚礼の約束がなされただけで、婚姻の事実はないので) 新郎は新婦に対してまだ期(一年)の恩がなく、新婦も新郎に対してまだ三年の恩がないからである。新郎が齊衰を着けることから、新婦が斬衰を着けるとわかるのだ。

【經】(十九葉表一行)

曾子問曰、喪有二孤、廟有二主、禮與。

【書き下し文】

曾子問ひて曰く、喪に二孤有り、廟に二主有るは、礼か、と。

【現代語訳】

曾子が質問して言った、喪に二人の喪主がおり、廟に二つの神主があるのは、礼にかなっていますか。

【注】(十八葉表二行)

怪時有之。

【書き下し文】

時に之れ有るを怪しむ。

【現代語訳】

当時、このようなことがあったのをいぶかつ(て質問し)たのだ。

【疏】(十九葉裏三行)

○正義曰、此一節論喪不得有二孤、廟不得有二主之事。各隨文解之。

【書き下し文】

○正義に曰く、此の一節、喪に二孤有るを得ず、廟に二主有るを得ざるの事を論ず。各おの文に随ひて之を解す。

【現代語訳】

○正義に曰く、この一節は、喪には二人の喪主がいてはならず、廟に二つの神主があつてはならないことを論じたものだ。それぞれ文に従つて解釈していく。

【経】(十九葉表二行)

孔子曰、天無二日、土無二王、嘗禘郊社、尊無二上、未知其爲禮也。

【書き下し文】

孔子曰く、天に二日無く、土に二王無く、嘗禘郊社①、尊に二上無し②。未だ其の礼たるを知らず。

①「嘗禘郊社」の語は本篇 18-24b4 にも見えてくる。「嘗禘(禘嘗)」「郊社」を並列するものに、『礼記』祭統 49-22b「成王康王追念周公之所以勳勞者、而欲尊魯、故賜之以重祭。外祭則郊社是也、内祭則大嘗禘是也。」同・仲尼燕居 50-17a「子曰、郊社之義、所以仁鬼神也。嘗禘之禮、所以仁昭穆也。饋奠之禮、所以仁死喪也。射鄉之禮、所以仁鄉黨也。食饗之禮、所以仁賓客也。子曰、明乎郊社之義、嘗禘之禮、治國其如指諸掌而已乎。」同・中庸 52-17a「郊社之禮、所以事上帝也。宗廟之禮、所以祀乎其先也。明乎郊社之禮、禘嘗之義、治國其如示諸掌乎。」がある。「嘗」は秋の廟祀、「禘」は『礼記』郊特牲 25-8a、祭義 47-1a²は春の、『礼記』玉制 12-16a、祭統 49-16b では夏の廟祀とされる。

②以上に類似した表現は、『孟子』万章上 9-9b「孔子曰、天無二日、民無二王。」「礼記』坊記 51-11b「子云、天無二日、土無二王、家無二主、尊無二上、示民有君臣之別也。」同・喪服四制 63-13a「資於事父以事母而愛同、天無二日、土無二王、國無二君、家無二尊、以一治之也。故父在爲母齊衰期者、見無二尊也。」(『大戴礼記』本命同じ)に見えている。

【現代語訳】

孔子は言われた、天に二つの太陽は無く、地に二人の王者はおらず、(祖先を祀る)嘗禘や(天地を祀る)郊社の祭り、最も尊い神格が二つならば、二つではない。(二人の喪主、二つの神主がならば、二つ)それが礼であるとは聞いたことがない。

【注】(十八葉表四行)

尊卑也。神雖多、猶一一祭之。

【書き下し文】

尊もて卑を喩(あきらか)にするなり。神多しと雖も、猶ほ一一之を祭る。

【現代語訳】

尊いもので(譬えて)卑しいものを明らかにしたのだ。神靈は多くても、ひとつひとつ祭るものなのだ。

【疏】(十九葉裏四行)

○孔子曰、天無二日、土無二王者、天有二日、則草木枯萎。土有二王、則征伐不息。老子云、天得一以清、地得一以寧、是也。

【書き下し文】

○孔子曰く、天に二日無く、土に二王無し」とは、天に二日有れば、則ち草木枯萎す。土に二王有れば、則ち征伐息まず。『老子』(三十九章)に云ふ、「天は一を得て以て清く、地は一を得て以て寧し」と、是れなり①。

①『老子』の言う「一」は、万物をかくあらしめている形而

上の存在であるが、この疏はそれを単に数量の「一」として解しているようである。

【現代語訳】

○「孔子曰く、天に二日無く、土に二王無し」とは、天上に二つの太陽があれば、(熱くて)草木は枯れしおれてしまうし。地上に二人の王者がいれば、(互いに争って)征伐が止まないことになる。

『老子』に、「天は(太陽が)一であることよって清涼であり、地は(王者が)一であることよって安寧である」と言うのがこれだ。

【疏(注に対する)】(十九葉裏五行)

○注尊卑也者、尊謂天無二日、土無二王、嘗禘郊社、尊無二上。卑謂喪有二孤、廟有二主。喩、明也。尊者尚不可二、明卑者不可二也。舉尊以明卑、故云尊卑也。云神雖多猶一一祭之者、解嘗禘郊社尊無二上之意。以嘗禘之時、雖衆神並在、猶先尊後卑、一一祭之、不一時摠祭、故云尊無二上也。

【書き下し文】

○注の「尊もて卑を喩にするなり」とは、「尊」は「天に二日無く、土に二王無く、嘗禘郊社、尊に二上無き」を謂ふ。「卑」は「喪に二孤有り、廟に二主有る」を謂ふ。喩は、明なり。尊者すら尚ほ二にすべからず、明らけし卑者二にせざることを知るべし。尊を挙げて以て卑を明らかにす、故に「尊もて卑を喩にするなり」と云ふ。「神多しと雖も、猶ほ一一之を祭る」と云ふは、「嘗禘郊社、尊に二上

無し」の意を解す。嘗禘の時、衆神並びに在ると雖も、猶ほ尊を先にし卑を後にし、一一之を祭り、一時に摠祭せざるを以て、故に「尊に二上無し」と云ふなり。

〔現代語訳〕

○注の「尊もて卑を喩にするなり」とは、「尊」は（経文の）「天に二日無く、土に二王無く、嘗禘郊社、尊に二上無し」を指し、「卑」は（経文の）「喪に二孤有り、廟に二主有る」を指す。「喩」は、「明」（あきらかにする）という意味。尊いものでさえ二にしてはならぬのであれば、卑しきものを二にしてならないことがはっきり知られるのだ。尊いものを（例に）挙げて卑しいものについて明らかにしているから、「尊もて卑を喩にするなり」と言うのだ。「神多し」と雖も、猶ほ一一之を祭る」と言うのは、（経文の）「嘗禘郊社、尊に二上無し」の意味を解釈したのだ。嘗禘（など）の時は、（祀るべき）神々が複数存在するが、尊いものを先にし卑しいものを後にして、ひとつひとつ祭るのであって、一時にあわせて祭ったりしないから、「尊に二上無し」と言うのだ。

【經】（十九葉表四行）

昔者齊桓公亟舉兵、作僞主以行、及反藏諸祖廟。廟有二主、自桓公始也。

〔書き下し文〕

昔者齊の桓公亟（しば）しば兵を挙げ、僞主を作りて以て行き、反るに及びて諸を祖廟に蔵す。廟に二主有るは、桓公自ら始まるなり。

〔現代語訳〕

むかし齊の桓公はしきりに軍隊を動かしては、仮の神主を作つて携行し、帰還するとそれを祖廟に納めた。廟に二つの神主があるというのは、桓公から始まるのだ。

【注】（十九葉表六行）

僞、猶假也。舉兵、以遷廟主行、無則主命。爲假主、非也。

〔書き下し文〕

僞は、猶ほ仮のごとし。兵を挙ぐるに、遷廟の主を以て行き、無くんば則ち命を主とす①。仮主を為るは、非なり。

①以下の曾子問曰古者師行節參照。

〔現代語訳〕

「僞」は、「仮」（かりの、いつわりの）というほどの意味。軍隊を動かすには、すでに遷廟し（て始祖廟等に納められ）た神主を携行するのであり、（遷廟した神主が）無ければ（出軍前に祖禰の靈より受けた）命令を（象徴する幣帛等を）神主（のかわり）とするのだ。仮りの神主を作るのは、誤っている。

【疏】（十九葉裏七行）

○昔者齊桓公亟舉兵、作僞主以行者、此說二主之由。桓公名小白、作霸主。亟、數也。僞、假也。言作假主以行、而反藏於祖廟、故有二主也。舉兵謂①南伐楚、北伐山戎、西伐白狄、故云數舉兵也。

①底本は「謂」を「爲」に作る。『校勘記』に従い改める。

「書き下し文」

○「昔者齊の桓公亟しば兵を挙げ、偽主を作りて以て行く」とは、此れ二主あるの由（よし）を説く。桓公、名は小白、霸主と作（な）る。亟は、数なり。偽は、仮なり。言ふところは仮主を作りて以て行き、反りて祖廟に蔵す、故に二主有るなり。兵を挙ぐるは南のかた楚を伐ち、北のかた山戎を伐ち、西のかた白狄を伐つを謂ふ①、故に数（しば）しば兵を挙ぐと云ふなり。

①『春秋左氏伝』僖公九年伝 13-11b 「齊侯不務德、而勤遠略、故北伐山戎、（注 11b8：在莊三十一年。）南伐楚、（注 11b8：在四年。）西爲此（葵丘之）會也。」『国語』晋語二「是以（齊侯）北伐山戎、南伐楚、西爲此會也。」同・齊語「（齊桓公）即位數年、東南多有淫亂者、萊、莒、徐夷、吳、越、一戰帥服三十一國。遂南征伐楚、濟汝、逾方城、望汝山、使賁絲于周而反。荊州諸侯莫敢不來服。遂北伐山戎、制令支、斬孤竹而南歸。…西征攘白狄之地、至于西河、方舟設附、乘桴濟河、至于石枕。」

【現代語訳】

○「昔者齊の桓公亟しば兵を挙げ、偽主を作りて以て行く」とは、これは二つの神主がある由来を説いたものだ。（齊の）桓公は、名は小白で、霸主となった。「亟」は、「数」（しばしば）の意味。「偽」は、「仮」の意味。（齊の桓公が）仮りの神主を作って（軍旅に）携行し、帰還して（それを）祖廟に納めたが故に二つの神主があることになったと言うのである。「兵を挙ぐる」は、南方には楚を伐

ち、北方には山戎を伐ち、西方には白狄を伐つたことを言う。だからしきりに軍隊を動かしたと言うのだ。

【経】（十九葉表六行）

喪之二孤、則昔者衛靈公適魯、遭季桓子之喪。衛君請弔、哀公辭不得命。公爲主、客人弔、康子立於門右北面。公揖讓、升自東階西鄉。客升自西階、弔。公拜興哭。康子拜稽顙於位、有司弗辯也。今之二孤、自季康子之過也。

【書き下し文】

喪の二孤あるは、則ち昔者衛の靈公魯に適き、季桓子の喪に遭ふ。衛君弔せんことを請ひ、哀公辭するも命を得ず。公、主たり、客人りて弔し、康子門右に立ちて北面す。公揖讓して、升るに東階自りして西郷す。客升るに西階自りし、弔す。公拜して興ちて哭す。康子拜して位に稽顙するも、有司辯せず。今の二孤あるは、季康子の過ち自りするなり。

①「（辭）不得命」の言い回しは『儀礼』にしばしば見えていゝる。『儀礼』士昏礼（記）6-96「某辭不得命、敢不從也。」注 96b「不得命者、不得許己之命。」参照。

【現代語訳】

喪に二人の喪主がいるというのは、むかし衛の靈公が魯に行った時に、季桓子の喪に遭遇して、弔問を願ひ出たところ、（魯の）哀公はそれを辭退したが、聞き入れられなかった。そこで哀公は喪主となり、客（たる衛の靈公）が（門より）入って弔問し、（季桓子の

子の（康子が門の右に立って北面した。哀公は揖（会釈）して譲り、東階から升って西面し、客は西階から升り、なきがらを吊った。哀公は拝して立ち上がって哭し、康子も拝して自分の立ち位置で（喪主として）稽顙した（ぬかづいた）が、有司（係の者）はこれを辯正しなかった。今の喪に二人の喪主がいるのは、季康子の過ちから起こったものである。

【注】（十九葉裏一行）

辯、猶正也。若康子者、君弔其臣之禮也。鄰國之君弔、君爲之主。主人拜稽顙、非也。當哭踊而已。靈公先桓子以魯哀公二年夏卒。桓子以三年秋卒、是出公也。

「書き下し文」

辯は、猶ほ正のごとし。康子の若きは①、君其の臣を弔するの礼なり。隣国の君弔すれば、君之が主と爲る。主人拝して稽顙するは、非なり。当に哭踊すべきのみ。靈公は桓子に先んじて魯の哀公二年夏を以て卒す②。桓子は三年秋を以て卒す③、是れ出公なり②。

① 疏は経文の「有司」のこととして、「康子に若（したが）う者なり」と読むが、下句に続けるべきであろう。

② 『春秋左氏伝』哀公二年経 57-8a 「夏四月丙子、衛侯元卒。」

伝 96 「夏衛靈公卒。…乃立輒。」注 98a 「輒、蒯聵之子、出公也、靈公適孫。」

③ 『春秋左氏伝』哀公三年経 57-16a 「秋七月丙子、季孫斯卒。」伝 188 「季孫卒、康子即位。」季孫斯が桓子であることについて

ては、同・定公五年注 55-2a7 「桓子、意如子季孫斯」参照。「現代語訳」

「辯」は、「正」（ただす）というほどの意味。康子のようなふるまいは、君が自国の臣下を弔問した際の礼である。隣国の君が弔問すれば、（臣下の喪であつても）君主が喪主としてふるまう。（この場合、喪のあつた家の）主人が拝して稽顙するのは、間違いである。哭して踊をするべきであつたのだ。衛の靈公は桓子に先んじて魯の哀公二年夏に亡くなっている。桓子は哀公三年秋に亡くなっているから、これは（靈公ではなく次の）出公のはずである。

【疏】（十九葉裏九行）

○ 上云自桓公始、此不云自季康子始、而云康子之過者、以①孔子荅曾子之時、上去桓公已遠、二主行來又久、故云自桓公始也。康子之過者、正當孔子之時、未知後代行之以否②、不得云自季康子始。但見當時失禮、故云、今之二孤、自季康子之過也。

① 底本は「以」を「此」に作る。八行本に従い改める。

② 底本は「以」字を重ねる。八行本に従い「以」字を削る。「以否」は疑問を示す。

「書き下し文」

○ 上に「桓公自り始む」と云ひ、此に「季康子自り始む」と云はずして、「康子の過ち」と云ふは、孔子、曾子に荅ふるの時、上、桓公を去ること已に遠く、二主の行來も又た久しきを以て、故に「桓公自り始む」と云ふなり。康子の過ちは、正に孔子の時に当たり、

未だ後代之を行ふや否やを知らず、「季康子自り始む」と云ふを得ず。但だ當時の失礼を見すのみ、故に「今の二孤あるは、季康子の過ち自りするなり」と云ふ。

【現代語訳】

○上文では「桓公自り始む」と言い、ここに「季康子自り始む」と言わずに、「康子の過ち」と言っているのは、孔子が曾子に答えた時、桓公からはすでに遠く隔たっており、二つの神主の流行も久しいものとなっていたので、それで「桓公自り始む」と（その起点を明らかにして）言ったのだ。季康子の過ちは、まさに孔子の時に当たっており、後代の者がこれを行うか否かはわからないから、「季康子自り始む」と言うことはできない。（そこで）ただ当時の失礼のことを示して、それで「今の二孤あるは、季康子の過ち自りするなり」と言ったのだ。

【疏（注に対する）】（二十葉表一行）

○正義曰、若康子者、經云有司、謂當時執事之有司、畏康①子之威、不敢辯正、故云若康子者。若、順也。云君弔其臣之禮也者、按士喪禮、君使人弔、主人進中庭、哭拜稽顙成踊。喪大記云、大夫既殯、君弔、主人門右北面、哭拜稽顙。今季康子與之同、故云君弔其臣之禮也。云鄰國之君弔、君爲之主者、以賓至尊卑宜敵、故君爲主。主則拜賓、康子又拜、故云非也、當哭踊而已。但唯君答拜耳。出公來弔、春秋不見經者、蓋爲弔而來、非有國之大事、故畧而不書於經也。出公輒是靈公孫也。曾子所問、皆前孤後主、今荅前主後孤者、謂齊

桓公之時事在前、衛君之事後。

①底本は「康」を「季」に作る。八行本に従い改める。

【書き下し文】

○正義に曰く、「康子に若（したが）ふ者」とは、経に云ふ「有司」、當時執事するの_レ有司、康子の威を畏れ、敢て辯正せざるを謂ふ、故に「康子に若ふ者」と云ふ。若は、順なり。「君其の臣を弔するの礼なり」と云ふは、按ずるに士喪礼に、「君、人をして弔はしむれば、主人、中庭に進み、哭し拜稽顙して踊を成す」と①。喪大記に云ふ、「大夫既に殯し、君弔はば、主人門右に北面し、哭し拜稽顙す」と②。今、季康子之と同じくす、故に「君其の臣を弔ふの礼なり」と云ふ。「隣國の君弔はば、君之が主と爲る」と云ふは、賓主の尊卑宜しく敵すべきを以て、故に君、主と爲る。主は則ち賓を拜するに、康子も又た拜す、故に「非なり。当に哭踊すべきのみ」と云ふ。但だ唯だ君のみ答拜すべきのみ。出公の来り弔ふ、『春秋』の経に見えざるは、蓋し弔の爲にして来たり、國の大事有るには非ず、故に略して経に書せざるなり。出公輒は是れ靈公の孫なり。曾子の問ふ所、皆な孤を前にして主を後にす。今、荅へて主を前にし孤を後にするは、謂へらく齊の桓公の時の事は前に在り、衛君の事は後に在ればなり。

①『儀礼』士喪礼 35-6a 「君使人弔、_レ成徹帷。主人迎于寝門外、見賓不哭。先入門右北面。弔者入、升_レ自西階東面。主人進中庭。弔者致命。主人哭、拜稽顙、成踊。」

②『礼記』喪大記 45-13a 「大夫士既殯、而君往焉、使人戒之。

主人具殷奠之禮、俟于門外。見馬首、先入門右。巫止于門外、祝代之。先君、釋菜于門内。祝先升自阼階、負墉南面。君即位于阼。小臣二13b人執戈立于前、二人立于後。擯者進。主人拜稽顙。君稱言。視祝而踊。主人踊。「ここに見えない」「北面」および「哭」は『儀礼』士喪礼22:10「君若有賜焉、則視斂、既布衣、君至。」22:11主人出、迎于外門外、見馬首不哭、還入門右北面、及衆主人袒。…主人中庭。君哭。主人哭、拜稽顙、成踊出」により補ったものであろう。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、「康子に若(したが)ふ者」とは、経文に言う「有司」のことで、当時、喪の事を取り仕切っていた有司(係の者)が、康子の権勢を畏れて、(その非礼を)辯正しなかったことを言う。それで「康子に(へつらい)したがう者」と言ったのだ。「若」は、「順」(したがう)の意味。「君其の臣を弔するの礼なり」と言うのは、思うに『儀礼』士喪礼に、「主君が、弔問の使いを派遣した場合は、主は中庭に進んで、哭し拜し稽顙して踊を行う」とあり、『礼記』喪大記に「大夫が既に殯(かりもがり)をして、主君が弔問すれば、主人は門の右に北面して、哭し拜し稽顙する」と言っている(のがその礼だ)。今、季康子はこれと同じことをした。それで「君其の臣を弔ふの礼なり」と言ったのだ。「隣国の君弔はば、君之が主と為る」と言うのは、賓と主の尊卑は同等であるべきなので、それで主君が喪主となるのだ。喪主(たる哀公)が賓を拜したのに、康子もまた拜した。だから「非なり。当に哭踊すべきの

み」と言うのだ。(この場合は)ただ主君だけが荅拜すべきであるのだ。(衛の)出公が(魯に)弔問に来たことが、『春秋』で経文に見えていないのは、おそらく弔問のため(だけ)に来たのであって、国家の大事があつたわけではなく、それ故に略して経文に書かなかつたのであろう。出公輒とは靈公の孫である。曾子の質問(の順序)においては、みな孤(喪主)を前にして主(神主)を後にしている。今、これに答えて主を前にして孤を後にしているのは、思うに(二主についての)齊の桓公の時の事が(時代的に)前にあり、(二孤についての)衛君の事が後にあるからであらう。

【經】(二十葉表六行)

○曾子問曰、古者師行、必以遷廟主行乎。孔子曰、天子巡守、以遷廟主行、載于齊車、言必有尊也。今也取七廟之主以行、則失之矣。

〔書き下し文〕

○曾子問ひて曰く、古者師行、必ず遷廟の主を以て行ゆくか、と。孔子曰く、天子巡守するに、遷廟の主を以て行き、齊車(さいしゃ)に載するは、必ず尊有るを言ふなり①。今や七廟の主を取りて以て行くは、則ち之を失せり。

①『孝経』感応章22:1に「故雖天子必有尊也、言有父也」とある。

〔現代語訳〕

○曾子が質問して言う、いにしえは軍旅に際して、必ず遷廟の神主を携行していったのですか。孔子は言う、天子が巡守するには、遷

廟の神主を携行し、それを齊車に載せたのは、(天子といえども)必ず尊ぶものがあることを示したものだ。今、七廟の神主を携行していくのは、この礼を失ったものだ。

【注】(二十葉表九行)

齊車、金路。

【書き下し文】

齊車は、金路なり①。

①『周礼』での「齊車」の初出である夏官・齊右 32-14a「齊

右掌祭祀會同賓客、前齊車」の注 14a7 も同じ。『釈文』は「齊、

側皆反、本亦作齋」と言い、孫詒讓『正義』は夏官序官「齊

僕」の注 28-11b5「古者王將朝覲會同、必齊」を引いて、「是

齊車以齊戒爲名」と言う。なお、『礼記』では曾子問篇を除け

ば玉藻 29-10b のみ「齊車」の語が見えている。

【現代語訳】

齊車は、金路である。

【疏】(二十一葉表三行)

○正義曰、此一節論師出、當取遷廟主、及幣帛皮圭以行、廟無虛主之事。各隨文解之。

【書き下し文】

○正義に曰く、此の一節、師出に、當に遷廟の主、及び幣帛皮圭を取りて以て行き、廟に虚主無かるべき事を論ず。各おの文に随ひ

て之を解す。

【現代語訳】

○正義に曰く、この一節は、軍旅に出るにあたり、遷廟の神主または幣帛皮圭を携行すべきであることと、廟に虚主があつてはならないこと論じている。それぞれ文に従つて解釈していく。

【疏(注に対する)】(二十一葉表四行)

○正義曰、按齊僕云、掌馭金路。大馭、掌馭玉路。凡祭祀皆乘玉路、齊車則降一等、乘金路也。遷廟主行者、皇氏云、謂載新遷廟之主、義或然也。

【書き下し文】

○正義に曰く、按ずるに齊僕に云ふ、「金路を馭するを掌る」と①。大馭は、「玉路を馭するを掌る」②。凡そ祭祀は皆な玉路に乗り、

齊車は則ち一等を降し、金路に乗るなり③。「遷廟の主もて行く」

とは、皇氏云ふ、「新たに遷廟するの主を載するを謂ふ」と、義或は然り。

①『周礼』夏官・齊僕 32-17a「齊僕掌馭金路以賓。朝覲宗遇饗食、皆乘金路。」

②『周礼』夏官・大馭 32-15a「大馭掌馭王(↓玉)路、以祀及犯軼。」

③『周礼』春官・中車 27-1b では「王之五路」として、「玉路」、「金路」、「象路」、「革路」、「木路」が挙げられ、「玉路」は「以祀」と王の祭祀用の車であることが示されている。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、思うに（『周礼』夏官）齊僕に、「金路を馭するのを掌る」と言い、（同）大馭には、「玉路を馭するのを掌る」とある。なべて祭祀には皆な玉路に乗るのであるが、（軍旅や巡守時に乗る）齊車は一等を降して、金路に乗るのである。「遷廟の主もて行く」について、皇侃は、「新たに遷廟した神主を載せることを言うのだ」と言っているが、あるいはその意味であるのかも知れない。

【経】（二十葉表十行）

當七廟五廟無虛主。虛主者、唯天子崩、諸侯薨、與去其國、與禘祭於祖、爲無主耳。吾聞諸老聃曰、天子崩、國君薨、則祝取羣廟之主、而藏諸祖廟、禮也。卒哭成事、而后主各反其廟。

〔書き下し文〕

七廟五廟に当たりては主を虚しくする無し。主を虚しくするは、唯だ天子崩し、諸侯薨ずると、其の国を去ると、祖に禘祭するのを、無主と爲すのみ。吾れ諸を老聃に聞けり、曰く、天子崩じ、国君薨ずれば、則ち祝、群廟の主を取りて、諸を祖廟に藏するは、礼なり。卒哭成事して、而る后に主各おの其の廟に反る。

〔現代語訳〕

（天子の）七廟、（諸侯の）五廟については神主がいないうちを、つぐらない。神主がいないうちとなるのは、ただ天子が崩御した場合、諸侯が薨去した場合、（諸侯が）自国を（失つて）去る場合、祖廟に（あわせ祭る）禘祭をする場合についてのみ、（廟に）神主がい

ない状態となるのだ。わたしは老聃から次のように聞いている、天子が崩御し、国君が薨去すれば、祝が群廟の神主を取って、これを祖廟に納めるのが、礼である。（朝夕の哭礼以外の哭を終える）卒哭（すなわち、葬祭を終えて吉祭を成す）成事の後に、神主はそれぞれその廟に戻るのだ。

【注】（二十葉裏四行）

老聃、古壽考者之號也、與孔子同時。藏諸主於祖廟、象有凶事者聚也。卒哭成事、先耐之祭名也。

〔書き下し文〕

老聃は、古の壽考者の号なり、孔子と時を同じくす。「諸を祖廟に藏す」は、凶事有らば聚るに象るなり。「卒哭成事」は、耐に先んずるの祭名なり。

〔現代語訳〕

老聃は、昔の長寿だった者の呼び名であり、孔子と同時代（の人）である。「諸を祖廟に藏す」は（祖廟に群廟の神主が集まることであるが）、凶事（葬儀）があれば（人々が）集まるのに象つたものだ。「卒哭成事」は、耐祭（合祀）に先立つ祭りの名である。

【疏（注に対する）】（二十一葉表五行）

○正義曰、按下文助葬於巷黨、老聃曰丘止柩。又莊子稱孔子與老聃對言、是與孔子同時也。按史記云、老聃、陳國苦縣賴鄉曲仁里人①也。爲周柱下史、或爲守藏史。鄭注論語云、老聃、周之大史。未知

所出。云象有凶事者聚也者、此實凶事而云象者②、以凶事生人自聚、今主亦集聚、似生人之聚、故云象也。云卒哭成事先耐之祭名也者、檀弓云、卒哭曰成事、謂漸成吉事。檀弓又曰、明日耐于祖。是卒哭之事、在耐祭之前。鄭必云先耐之祭名者、以卒哭主各反其廟者、爲明日耐時、須以新死者耐祭於祖、故祖主先反廟也。

①底本は「人」字無し。『校勘記』引く浦鏗校及び『史記』に
より「人」字を補う。

②底本は「者」字なし。八行本により補う。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、按ずるに下文 19-18b に「巷黨に助葬し、老聃曰く、丘よ柩を止めよ」と。又た『莊子』孔子と老聃と対言するを称す①、是れ「孔子と時を同じくする」なり。按ずるに『史記』に云ふ、老聃、陳国苦県頼郷曲仁里の人なり。周の柱下の史たり。或は守蔵の史と爲す②。鄭『論語』に注して云ふ、「老聃、周の大史なり」と③。未だ出ずる所を知らず。「凶事有れば聚るに象るなり」と云ふは、此れ実に凶事にして象ると云ふは、凶事に生人自ら聚まり、今、主も亦た集聚し、生人の聚るに似たるを以て、故に象ると云ふ。「卒哭成事は、耐に先んずるの祭名なり」と云ふは、檀弓に云ふ、「卒哭成事と曰ふ」と④、漸く吉事を成すを謂ふ。檀弓又た曰く、「明日耐に耐す」と④。是れ卒哭の事、耐祭の前に在り。鄭必ず「耐に先んずるの祭名」と云ふは、卒哭を以て主各おの其の廟に反るは、明日耐する時、須らく新たに死する者を以て祖に耐祭すべきが爲に、故に祖主先んじて廟に反るなり。

①『莊子』の天地、天道、天運、田子方、知北遊の各篇には孔子と老聃の對話が記されている。

②『史記』老子伝「老子者、楚苦縣厲郷曲仁里人也。姓李氏、名耳、字聃、周守蔵室之史也。」周の柱下の史であつたとするのは、『列仙伝』卷上「老子姓李名耳、字伯陽、陳人也。生於殷時、爲周柱下史。…轉爲守蔵史。…諡曰聃」参照。「守蔵史」「柱下史」についてはそれぞれ『史記』老子伝索隠「按、蔵室史、周蔵書室之史也。」同・張丞相列伝「(張蒼)秦時爲御史、主柱下方書」索隠「周秦皆有柱下史、謂御史也。所掌及侍立恆在殿柱之下、故老子爲周柱下史。今蒼在秦代亦居斯職」参照。

③『論語』述而 7-1a 「竊比於我老彭」の釈文 7b では「鄭云、老、老聃。彭、彭祖」とのみ言つ。

④『礼記』檀弓下 9-17a 「葬日虞、弗忍一日離也。是月也、以虞易奠。卒哭曰成事。(注 17b: 既虞之後、卒哭而祭。其辭蓋曰哀薦。成事、成祭事也、祭以吉爲成。)是日也、以吉祭易喪祭。(注 17b9: 卒哭、吉祭。)明日耐于祖父。(注 17b10: 祭告於其祖之廟。其變而之吉祭也。)」

〔現代語訳〕

○正義に曰く、思うに下文に「巷黨に助葬し、老聃曰く、丘よ柩を止めよ」とあり、また『莊子』では孔子と老聃の對話が記されている。これが「孔子と時を同じくする」ということだ。思うに『史記』では、「老聃は、陳国苦県頼郷曲仁里の人で、周の柱下の史であつ

た。或いは守蔵の史であつたとされる」と言われており、鄭玄は『論語』に注して、「老聃は、周の太史である」と言っているが、（周の太史であるとする）その典拠はわからない。「凶事有れば聚るに象るなり」と言うのについて、これが実際に凶事であるのに「象る」と言うのは、凶事（の葬儀）では生きた人々がおのずと集まってくるが、今、（群廟の）神主もまた集合して、生きた人々が集まるのに似ているから、それで「象る」と言ったのだ。「卒哭成事は、耐に先んずるの祭名なり」と言うのは、『礼記』檀弓篇に、「卒哭を成事と言う」と言い、（成事）とは、葬祭が終わり）しだいに吉事を成していくことを言うのだ。檀弓篇ではまた、「（卒哭の）明日に祖廟に耐す（合祀する）」と言っているが、これが卒哭の事は、耐祭の前に在るとのことだ。（ここで）鄭玄が「耐に先んずるの祭名」と言わなければならなかったのは、卒哭のタイミングで神主が各々その廟に戻るの、明日に耐祭を行う時、新たに死んだ者を祖廟に合祀しなければならず、それ故に祖廟の神主がそれに先んじて廟に戻るからで（あって、神主が廟に戻るの、卒哭それ自体を理由としてではないからで）ある。

【経】（二十葉裏五行）

君去其國、大宰取羣廟之主以從、禮也。

〔書き下し文〕

君其の国を去らば、大宰群廟の主を取りて以て従ふは、礼なり。

〔現代語訳〕

主君がその国を（失つて）立ち去るに際しては、大宰が群廟の神主を取り出して（主君に）付き従うのが、礼である。

【注】（二十葉裏六行）

鬼神、依人者也。

〔書き下し文〕

鬼神は、人に依る者なればなり。

〔現代語訳〕

鬼神は、（土地ではなく）人に依り従うものだからである。

【経】（二十葉裏六行）

禘祭於祖、則祝迎四廟之主。

〔書き下し文〕

祖に禘祭すれば、則ち祝、四廟の主を迎ふ。

〔現代語訳〕

大祖（の廟）に禘祭するに際しては、祝が、（高祖以下の）四廟の神主を迎える。

【注】（二十葉裏七行）

祝、接神者也。

〔書き下し文〕

祝は、神に接する者なり。

〔現代語訳〕

祝は、鬼神と交接する者である。

【疏（注に対する）】（二十一葉表十行）

○正義曰、以其禘祭於祖、是祝之所掌之事、故祝迎四廟之主。若去其國、非祭祀之事、故大宰取羣廟之主以從、鬼神依人故也。禘祭於祖、則迎四廟之主、祝主接神、故迎之也。禘、合祭祖大祖、三年一禘。謂當禘之年、則祝迎高曾祖禰四廟、而於大祖廟祭之。天子禘祭、則迎六廟之主。今言迎四廟者、舉諸侯言也。

【書き下し文】

○正義に曰く、其の祖に禘祭するは、是れ祝の掌る所の事なるを以て、故に「祝、四廟の主を迎ふ」。其の國を去るが若きは、祭祀の事に非ず、故に「大宰群廟の主を取りて以て從ふ」は、鬼神は人に依るが故なり。祖に禘祭すれば、則ち四廟の主を迎ふ。祝は神に接するを主る、故に之を迎ふるなり。禘は、祖を大祖に合祭し、三年に一禘す①。禘の年に当たりては、則ち祝、高曾祖禰の四廟を迎へ、大祖の廟に於て之を祭るを謂ふ。天子の禘祭は、則ち六廟の主を迎ふ。今「四廟を迎ふ」と言ふは、諸侯を挙げて言ふなり。

① 禘祭については會子問 18-1666 「祭過時不祭、禮也」の疏への注①参照。「三年（歳）一禘」は『説苑』脩文、『礼緯・稽命徴』『緯書集成』v.3p.61 参照）等に見え、『説文』示部 1511b ではこれが「周禮曰」を冠して引かれている。

【現代語訳】

○正義に曰く、大祖（の廟）に禘祭するのは、祝が掌る事柄であ

るから、それで「祝が四廟の神主を迎える」のだ。（主君が）その國を去るといふのは、祭祀の事ではないから、それで（祝ではなく）「大宰が群廟の神主を取り出して（主君に）付き従う」のであるが、（そうするのは）鬼神が人に依り従うものだからである。大祖（の廟）に禘祭する場合は、四廟の神主を（大祖の廟に）迎える。祝は鬼神に交接することを主るから、（祝が）これを迎えるのである。禘は、祖先を大祖（の廟）に合祀することであつて、三年に一度、禘祭を行う。禘祭の年に当たつては、祝が高祖、曾祖、祖父、禰（ちち）の四廟（の神主）を迎えて、大祖の廟においてこれらを祭るところを言うのだ。天子（は七廟なので、そ）の禘祭では、六廟の神主を迎えるのであるが、今（ここで）「四廟を迎ふ」と言っているのは、諸侯を（例に）挙げて言ったのだ。

【経】（二十葉裏七行）

主出廟入廟必蹕。

【書き下し文】

主、廟を出で廟に入るに必ず蹕す。

【現代語訳】

神主が廟を出入するに際しては必ず先ばらいをする。

【注】（二十葉裏七行）

蹕、止行者①。

① 底本は「者」を「也」に作る。八行本に従い改める。

〔書き下し文〕

蹕は、行く者を止むるなり①。

①『周礼』天官・閽人注 7-22a5 同じ。同・夏官・隸僕の鄭司

農注 31-19b1 も「蹕謂止行者」と言い、鄭玄は同・地官・師氏

14-6a2 でも「蹕、止行人」と注している。

〔現代語訳〕

「蹕」は、通行人を止めることである。

【疏】（二十一葉裏二行）

主出廟入廟必蹕、主謂木主、羣廟之主也。主、天子一尺二寸、諸侯一尺。出廟者、謂出己廟、而往大祖廟。入廟、謂從大祖廟、而反還入己廟。若在廟院之外、當主出入之時、必須蹕止行人。若主入大祖廟中、則不可須蹕也。似壓於尊者也。若有喪及去國、無蹕禮也。

〔書き下し文〕

「主、廟を出で廟に入るに必ず蹕す」とは、主は木主を謂ふ①、群廟の主なり。主、天子は一尺二寸、諸侯は一尺②。「廟を出ず」とは、己が廟を出でて、大祖の廟に往くを謂ふ。「廟に入る」は、大祖の廟従り、反還して己が廟に入るを謂ふ。若し廟院の外に在れば、主の出入の時に当たりて、必ず須らく行人を蹕止すべし。若し主、大祖の廟中に入れば、則ち蹕を須ふるべからず。尊者を庄するに似たればなり。喪有り及び国を去るが若きは、蹕礼無きなり。

①ここで「木主」と限定しているのは、『説文』示部 1s8b 「祐、宗廟主也。…一曰、大夫以石爲主」を意識したものが。大夫

に石主があつたか否かについては『春秋左氏伝』哀公十六年 伝 60-2b（孔悝）使貳車反祐於西圃」をめぐって議論がある

が、許慎『五経異義』（『通典』v.48「卿大夫神主及題板」引く、および『太平御覧』v.331「神主」引く）、鄭玄『駁五経異義』

（『左氏伝』疏 60-3a2 引く）ともに大夫には神主がなかったとする（鄭玄説についてはまた『礼記』祭法注 46-8b10 参照）。

神主に木を用いる理由については、『礼記』曲礼下疏 4-21a8 引

く「白虎通」の佚文に「主用木、木有始終、又與人相似也」と見えている（『通典』v.48「天子皇后及諸侯神主」引く「白

虎通」ほぼ同じ）。なお、木主に用いる木については『春秋公羊伝』文公二年伝 13-4a に「主者芻用。虞主用桑、練主用栗」とある。

②『礼記』曲礼下疏 4-21a9 引く『五経異義』に「主狀正方、穿中央、達四方。天子長尺二寸、諸侯長一尺」とあり、同様の規定は『春秋公羊伝』文公二年何休注 13-3b9、および同年の『春秋穀梁伝』范寧注 10-2b4 にも見えている。

〔現代語訳〕

「主、廟を出で廟に入るに必ず蹕す」とは、「主」は木製の神主であり、群廟の神主のことを言う。神主（の長さ）は、天子は一尺二寸、諸侯は一尺である。「廟を出ず」とは、自分の廟を出て、大祖の廟に往くことを言う。「廟に入る」は、大祖の廟から、帰還して自分の廟に入ることを言う。（その際に）廟の敷地の外においては、神主の出入の時に当たって、必ず先ばらいして道行く人を止めるの

である。神主が大祖の廟中に入れば、先ばらいをしてはならない。尊者（たる大祖）を圧するかのように見えるからである。（禘祭以外の）喪があつた場合、疏国を去る場合については、先ばらいする礼を行わない。

【經】（二十葉裏八行）

老聃云①。

①底本は「云」字を欠く。八行本により補う。

「書き下し文」

老聃云ふ。

【現代語訳】

（以上のように）老聃は言ったのだ。

【疏】（二十一葉裏五行）

○老聃云、従上天子崩以下、至出廟入廟必蹕以上、皆是老聃所云、結上義也。

「書き下し文」

○「老聃云ふ」は、上の「天子崩ず」従り以下、「廟を出で廟に入るに必ず蹕す」に至るより以上、皆な是れ老聃の云ふ所、上義を結ぶなり。

【現代語訳】

○「老聃云ふ」は、上文の「天子崩ず」より以下、「廟を出で廟に入るに必ず蹕す」に至るまでが、みな老聃の言ったもので（あるこ

とを示し）、上の内容を締め括るのだ。

【經】（二十葉裏八行）

○曾子問曰、古者師行無遷主、則何主。孔子曰、主命。問曰、何謂也。孔子曰、天子諸侯將出、必以幣帛皮圭、告于祖禰、遂奉以出、載于齊車以行、每舍奠焉、而后就舍。反必告設奠。卒、斂幣玉、藏諸兩階之間、乃出。蓋貴命也。

「書き下し文」

○曾子問ひて曰く、古者師行するに遷主無くんば、則ち何をか主とす、と。孔子曰く、命を主とす、と。問ひて曰く、何の謂ひぞや、と。孔子曰く、天子諸侯將に出でんとすれば、必ず幣帛皮圭を以て、祖禰に告げ、遂に奉りて以て出で、齊車に載せて以て行く、舍毎に焉に奠き、而る后に舍に就く。反れば必ず告げ、奠を設く。卒れば、幣玉を斂め、諸を兩階の間に藏し、乃ち出ず。蓋し命を貴ぶなり、と。

【現代語訳】

○曾子が質問して言う、昔は軍旅に出るに際して遷主がなかった場合、何を神主と（して携行）するのですか。孔子は言う、（祖先からの）命を神主（のかわり）とするのだ。（曾子は）質問して言う、どういふことですか。孔子は言う、天子諸侯が（軍旅）に出るに際しては、必ず幣帛と獣皮、圭とを用いて、祖禰（の廟）に告げ、そのまま捧げ持って（祖禰の廟から）出で、齊車に載せて携行し、駐留するごとに（まず）これに供え物をして、その後駐留するの

だ。帰還すれば必ず（祖禰の廟に）告げ、供え物を置く。（祖禰に告げることが）終われば、（携帯した）幣玉をまとめて、これを兩階の間に埋蔵して、（祖禰の廟）を出るのだ。（これは）思うに（祖禰の）命を貴ぶということであろう。

【注】（二十一葉表一行）

以脯醢禮神、乃敢即安也。所告而不以出、即埋之。

【書き下し文】

脯醢を以て神を礼し、乃ち敢て安に即くなり。告ぐる所にして以て出でざれば、即ち之を埋む。

【現代語訳】

脯醢を用いて神靈に礼してから、ようやく休息するのである。（祖禰に）告げるのに用いた幣帛で携行しないものについては、（告げる儀式の後に）すぐに埋めてしまう。

【疏】（二十一葉裏五行）

○孔子曰主命者、孔子言、天子諸侯將出、既無遷主、乃以幣帛及皮圭、告于祖禰之廟、遂奉以出行、載于齊車、以象受命、故云主命。

○將出至命也○以曾子不解主命之意、故孔子答以主命之義。云天子諸侯將出、必以幣帛皮圭、告于祖禰之廟。告訖、遂奉此幣帛皮圭、以出於廟、載于齊車金路以行。每至停舍之處、先以脯醢、奠此幣帛皮圭、而後始就停舍之處。行還反後、必陳此幣帛皮圭於祖禰主前、以告神、又設奠。祭既卒、斂此幣帛皮圭、埋諸兩階之間、乃後而出。

盖貴此主命故也。

【書き下し文】

○「孔子曰く、命を主とす」とは、孔子言ふ、天子諸侯將に出でんとするに、既に遷主無くんば、乃ち幣帛及び皮圭を以て、祖禰の廟に告げ、遂に奉りて以て出でて行き、齊車に載せ、以て命を受くるに象る、故に「命を主とす」と云ふ。○「將出」より「命也」に至るまで。○曾子、命を主とするの意を解さざるを以て、故に孔子答ふるに命を主とするの義を以てす。云はく、天子諸侯將に出でんとすれば、必ず幣帛皮圭を以て、祖禰の廟に告ぐ。告ぐることを訖れば、遂に此の幣帛皮圭を奉りて、以て廟を出で、齊車金路に載せて以て行く。停舍の処に至る毎に、先ず脯醢を以て、此の幣帛皮圭に奠き、而る後に始めて停舍の処に就く。行きて還反するの後、必ず此の幣帛皮圭を祖禰の主前に陳ね、以て神に告げ、又た奠を設く。祭ること既に卒れば、此の幣帛皮圭を斂めて、諸を兩階の間に埋め、乃ち後に出ず。盖し此の主命を貴ぶが故なり。

【現代語訳】

○「孔子曰く、命を主とす」とは、孔子が言うには、天子諸侯が軍旅に出るに際して、（携行すべき）遷主が（まだ）なかったならば、幣帛皮圭を用いて、祖禰の廟に告げ、（告げた後に）そのまま捧げ持つて出で行き、齊車に載せて、そうして（祖禰から）命を受けたことを象徴することだ。だから「命（を受けたことを象徴するもの）」を主（のかわり）とする」と言うのだ。○「將出」より「命也」に至るまで。○曾子が「命を主とす」の意味を解さなかったの

で、そこで孔子が「命を主とす」の意味を答えたのだ。(孔子が)言うには、天子諸侯が軍旅に出るに際して、必ず幣帛皮圭を用いて、祖禰の廟に告げ、告げることが終われば、そのままその幣帛と獸皮、圭を捧げ持つて廟を出で、齊車金路に載せて携行する。駐留する場所に至るごとに、先ず脯醢(干し肉と塩辛)を、この幣帛皮圭に供え置き、それから駐留するのだ。軍旅から還反した後では、必ずこの幣帛皮圭を祖禰の神主の前に陳ねて、(祖先の)神靈に報告し、さらに供え物を設けて祭る。(この報告の儀式が)終われば、この幣帛皮圭をまとめて、これを兩階の間に埋め、その後(祖禰の廟から)退出する。(このようにするのは)思うにこの神主の命を貴ぶがためである。

【疏(注に対する)】(二十一葉裏九行)

○正義曰、經云每舍奠焉、以其在路不可恒設牲牢、故知以脯醢也。與殯奠同、謂之奠、以其無尸故也。云所告而不以出、即埋之者、皇氏云、謂有遷主者、直以幣帛告神、而不將幣帛以出行、即埋之兩階之間。無遷主者、加之以皮圭、告於祖禰、遂奉以出。熊氏以爲每告一廟、以一幣玉。告畢、若將所告遠祖幣玉行者、即載之而去、若近祖幣玉不以出者、即埋之。以其反還之時、以此載行幣玉、告於遠祖事畢、則埋於遠祖兩階間。其近祖以下、直告祭而已、不陳幣玉也。

【書き下し文】

○正義に曰く、經に「舍毎に焉を奠く」と云ひ、其の路に在りては恒に牲牢を設くべからざるを以て、故に脯醢を以てするを知るなり。

殯奠と同じく、之を奠と謂ふは、其の尸無きを以ての故なり①。「告ぐる所にして以て出でざれば、即ち之を埋む」と云ふは、皇氏云ふ、「謂ふところは遷主有れば、直だ幣帛を以て神に告げ②、幣帛を將(もつ)て以て出で行かず、即ち之を兩階の間に埋む。遷主無くんば、之に加ふるに皮圭を以て、祖禰に告げ、遂に奉りて以て出す」と。熊氏以為らく一廟に告ぐる毎に、一幣玉を以てす。告ぐることを載せて去り、若し近祖の幣玉にして以て出でざれば、即ち之を埋む。其の反還の時を以て、此の載行の幣玉を以て、遠祖に告ぐるの事畢れば、則ち遠祖の兩階の間に埋む。其の近祖以下は、直だ告祭するのみにして、幣玉を陳ねざるなり。

①『礼記』檀弓下9-17aに「葬日虞、弗忍一日離也。是月也、以虞易奠」とあり、埋葬後の虞祭から「奠」が饗戸にかかわることが示されている。

②告に幣帛を用いることについては、本篇186b「凡告用牲幣、反亦如之。」注Gai「牲當爲制、字之誤也。制幣、一丈八尺」参照。

③「遠祖」の語は『春秋公羊伝』莊公四年伝9-11aに見えるが、単に「遠い祖先」の意味。ここでは祖父、父を「近祖」とし、曾祖以上を「遠祖」としているか。

【現代語訳】

○正義に曰く、經文に「舍毎に焉を奠く」と言っており、軍旅にあつては常に犠牲の動物を準備できるわけではないから、脯醢を供え

ると分かるのだ。殯奠（殯の供え物）と同じく、これを「奠」と呼ぶのは、尸（かたしる）が立てられないからである。「告ぐる所にして以て出でざれば、即ち之を埋む」と言うのは、皇侃は、「遷主があれば、ただ幣帛を用いて（祖禰の）神霊に告げ、その幣帛を携えて出行することはせず、すぐにこれを両階の間に埋め、遷主が無ければ、これに皮圭を加えて、祖禰に告げ、そのまま捧げ持つて出行することを言ったものだ」と言っている。熊安生は次のように考える。「一つの廟に告げること、一セットの幣玉を用いる。告げることが終わり、もし遠祖に告げた時の幣玉を携行するならば、すぐにそれを（齊車に）載せて出立し、もし近祖への幣玉であつてこれを携行しないのであれば、すぐにこれを埋める。帰還した時に、その携行した幣玉を用いて、遠祖に告げる儀式が終われば、（この幣玉を）遠祖の両階の間に埋める。近祖以下に対しては、ただ（帰還の旨を伝える）告祭をするだけで、幣玉をならべることはいらないのだ。」

（付記）本研究はJSPS科研費17K02206による成果の一部である。